

(1) 介護が必要になった時、どこで生活したいですか

(複数選択した場合は順番を記入しましょう)

- できるだけ、住み慣れた自宅で・(.....)の家で
- 介護が受けられる施設で
- その他(.....)

(2) 誰に介護してもらいたいですか

(複数選択した場合は順番を記入しましょう)

- 家族・親族(.....)
- 介護サービスの事業所
- 特に希望はないので、支援者の判断にまかせる
- その他(.....)

(3) 介護(医療)にかかる費用はどうしますか

- できるだけ自分の定期的な収入でまかないたい
- 定期的な収入で足りない場合は、貯蓄からまかないたい
- 保険金でまかないたいので手続きをしてほしい
- 〈保険会社名〉
.....
〈保険会社担当連絡先〉
.....
- その他(.....)

(4) 自分の判断能力が低下した場合は、誰にお金の管理を任せたいですか

- 親族(.....)に任せたい
- 任意後見人を頼んである
- 〈名前〉
.....
〈関係〉
.....
- 〈連絡先〉
.....
- (.....)に成年後見人を頼みたいので手続きしてほしい
- その他(.....)

介護保険制度

※介護保険制度についての詳細は、横浜市が発行している介護保険総合案内「ハートページ」を参照してください。

※介護保険総合案内「ハートページ」は、区役所や地域ケアプラザで配布しているほか、横浜市のホームページでも掲載しています。

成年後見制度

認知症などの病気により、預貯金や不動産などの財産を管理や介護サービスの契約をすることが難しくなっている高齢者等に代わって財産管理や契約などの支援を行う制度です。

自分に不利益な契約や、本来不要な契約であっても判断できずに契約してしまい、悪徳商法などの被害にあうことがないように、また、必要な時に必要なサービスの利用や契約を行うことができるよう判断能力が不十分となった方の権利を守る制度です。

〈法定後見制度〉

- 居住地を管轄する家庭裁判所(横浜家庭裁判所)に申し立て、その結果(審判)によって、本人に代わって支援する範囲が決まります。
- 家庭裁判所に申し立てができるのは、本人、配偶者、4親等内の親族、成年後見人など、成年後見監督人など、検察官、任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人、市町村長です。
- 法定後見制度は補助・保佐・後見の3つの類型に分かれています。
- 補助は「重要な財産行為は自分でできるかもしれないが、できれば誰かに代わってやってもらったほうがよい」、保佐は「日常の買い物程度は一人でできるが、不動産売買や金銭の貸し借りなど重要な財産行為は自分でできない」、後見は「日常的な買い物もできず、誰かに代わってやってもらう必要がある」状態が目安です。
- 3つの類型のいずれを申し立てるかは、医師の診断書を参考に決めます。

〈任意後見制度〉

- 将来、判断能力が不十分になった時に、自分に代わって財産の管理や福祉サービスの契約などを行ってもらえるよう、あらかじめ選んだ人(任意後見受任者)と、公正証書により契約依頼しておく制度です。
- 委任する契約内容は、自分の希望で設定できます。
- 判断能力が低下してきた時に、家庭裁判所に任意後見監督人選任を申し立てます。
- 家庭裁判所に申し立てができるのは、本人、配偶者、4親等内の親族、任意後見受任者です。
- 家庭裁判所で任意後見監督人選任後、任意後見人の仕事が始まります。
- 任意後見人の権限は、契約時に決めた代理権(取引や契約などの法律行為)のみです。同意権(本人が取引や契約などの法律行為をするときに承知する権限)や、取消権(本人が行った法律行為などを取り消す権限)が必要になった時には、法定後見開始の申し立てを行う必要があります。